

鳥獣駆除
報償不正

霧島市返還求め提訴へ

南日本新聞 平成29年12月12日

霧島市の有害鳥獣駆除報償金の不正受給問題で、虚偽の報告による受給が疑われながら認めていない市内の男性に対し、市は11月までに、相当額計10万8千円の返還を求め、加治木簡易裁判所に提訴する方針を決めた。開会中の市議会12月定例会に議案を提出する。

市は、男性が2013～16年、9回にわたり同一個体を複数回使用する方法で虚偽の交付請求をして報償費を受けた、としている。市によると、男性は不正受給を否定している。

市は、9月市議会的一般質問で、「（虚偽を認めない場合は）9月中をめどに刑事告発したい」と答弁していた。

（藤崎慎一）

市は、これまで複数回にわたり男性に事情を聴き、11月中旬には男性に対し同30日まで